

交付要綱第4号様式(第7条関係)

年度大分県畜産経営活性化特別資金利子補給費  
補助金交付決定通知書並びに額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県経営活性化特別資金利子補給費補助金交付申請書並びに実績報告書に基づき、利子補給費補助金を下記のとおり交付することに決定し、併せて利子補給費補助金の額を同額に確定したので、大分県畜産経営活性化特別資金利子補給費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、「大分県畜産経営活性化特別資金利子補給費補助事業」とし、その内容は申請並びに実績報告書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。  
ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の金額	金	円

- 3 補助金条件は、次のとおりとする。
  - (1) 利子補給費補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間整備保存すること
  - (2) 常に利子補給に係る貸付債権の保全に努めること
  - (3) その他、大分県補助金等交付規則、大分県畜産経営活性化特別資金利子補給助成要綱及び大分県畜産経営活性化特別資金利子補給費補助金交付要綱の定めに従うこと